

# 安心 5

1 いのちを守る医療・福祉の充実と健康づくり

## 障害者福祉の充実

障害の有無にかかわらず、すべての人が相互に人格と個性を尊重しながら支え合うとともに、障害者一人ひとりが住み慣れた地域で自立した日常生活や社会生活を営んでいること。

### 政策目標 政策の目指すべき成果

#### 現状と課題

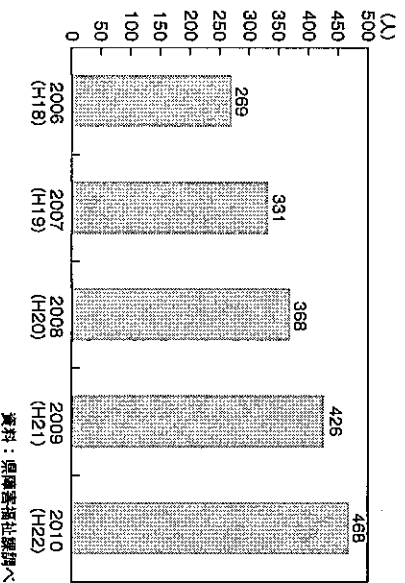
● 本県では障害者のホームヘルプサービスの利用が少なく、横ばい状態にあるものの、グループホームやケアホーム(※1)の整備が着実に進展し、その利用者数が269人(2006(H18)年度)から468人(2010(H22)年度)へと大きく増加しています。また、県部学園の全面改築による障害児の療育基盤整備など、障害の特性やライフステージに応じたサービス提供体制の整備も進められました。

● 障害者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、こうした身近な地域での生活基盤の整備やサービス提供体制の充実をさらに推進し、生活や就業に必要な訓練や介護、さらには医療、教育、住まいなど個々の障害者のニーズに対応したきめ細かな支援を行っていく必要があります。

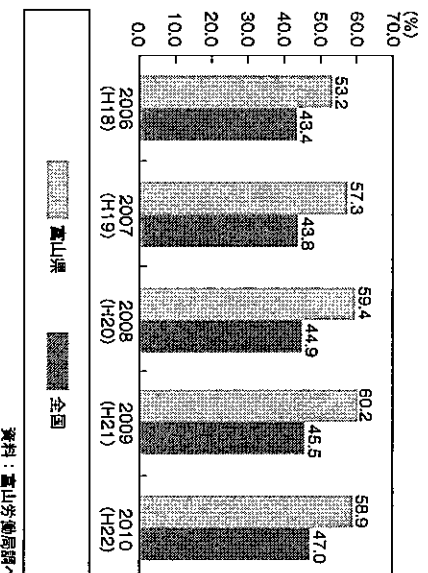
● 高度専門的なリハビリテーション医療を提供するとともに、重症の心身障害児や発達障害など心の問題を抱える児童等に対する支援体制を充実・強化するため、本県のリハビリテーション提供体制の中核拠点である高志リハビリテーション病院等の再編整備を進めています。

● 発達障害、高次脳機能障害(※2)や難病など、障害者施策の対象に十分位置付けられていない様々な障害等について、正しい知識の普及や、それぞれの特性を踏まえた専門的な相談・支援の体制整備が求められています。

■ 地域における自立した生活を可能とする住宅確保(グループホーム・ケアホーム利用者数)



■ 障害者雇用率達成企業割合(各年6月1日現在)



(※1) グループホームやケアホーム 障害者が、相談や日常生活上の援助等を受けながら共同生活を行う住居。

(※2) 高次脳機能障害 頭部外傷、脳血管障害等による脳の損傷の後遺症として生じる、記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などの認知障害。これに起因して、日常生活・社会生活への適応が困難となる場合がある。

●本県では、法律で義務付けられた障害者雇用率を達成している企業の割合は、全国平均をかなり上回っているものの、近年は横ばい状態で推移しており、障害者の就業機会の拡大が求められています。また、障害者の就労を支援する事業所で働く障害者の工賃月額は、県平均で12,575円(2010(H22)年度)と依然として低い水準にあり、工賃水準の向上が課題となっています。

### 取組みの基本方向

- 障害者が住み慣れた地域で自立し、安心して暮らすことができるよう、福祉・保健・医療・教育・雇用など幅広い分野で密接に連携を図りながら、障害者一人ひとりのニーズに対応した総合的かつ適切な支援を行います。また、障害者に対する差別禁止や虐待の防止など障害者の権利擁護を推進するとともに、地域社会における障害者の社会参加を促進します。
- ライフステージに応じた、高度で専門的なリハビリテーション体制の構築をはじめ、障害者支援のための多様なサービス提供体制の充実を図ります。
- 発達障害、高次脳機能障害、難病などについて、障害等の特性を踏まえた、きめ細かな支援体制の整備を推進します。
- 多くの障害者が就職し、職場に定着できるよう、関係機関と連携し、障害者の就業機会の拡大を促進します。また、施設等で製作した製品の販売促進や企業等からの業務の受託拡大への支援を行い、障害者の工賃の向上に努めます。

### 主な施策

## 1 地域での自立と社会参加の促進

- グループホームやケアホームの充実など、地域生活における住まいの確保
- 富士型デイサービス施設の整備や地域福祉活動(ケアネット活動)など、地域ぐるみで支え合う仕組みづくりの推進
- 入院している精神障害者の退院支援など、精神障害者の地域生活への移行を促進するための取組みの充実
- 手話通訳者、盲ろう者向け通訳・介助員や障害者IT推進員の養成など、コミュニケーション支援体制の確立
- 障害者スポーツの振興、文化・芸術活動への支援など、社会参加の促進
- 教育機関と医療・福祉機関等が連携して作成する「個別的教育支援計画」などによる、障害のある子ども一人ひとりのニーズに応じた教育の推進
- 県障害者権利擁護センターの設置など、障害者に対する虐待防止や差別禁止の推進
- 住まいや道路など、生活環境のバリアフリー化の一層の推進

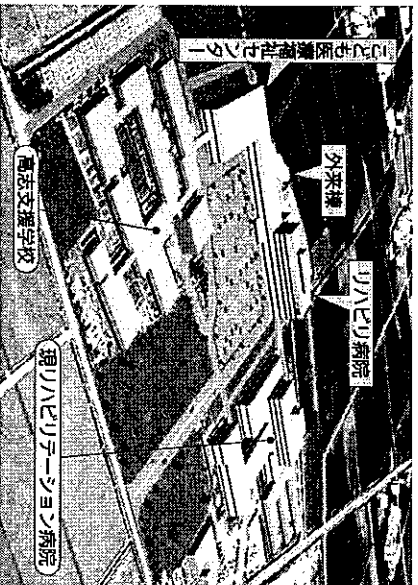
## 2 サービス提供体制の充実

- 生活や就労に必要な訓練や介護など個々の障害者のニーズに応じたサービスの充実
- 児童発達支援や放課後等デイサービスなど、障害児サービスの充実
- 適切なサービスの提供に必要な人材の育成
- 相談支援従事者の養成や、関係機関の連携による相談支援体制の充実
- 福祉サービス第三者評価制度の普及促進や苦情解決体制の充実などによるサービスの質の向上
- 高志リハビリテーション病院・高志学園、高志通園センターの再編による、新たな総合リハビリテーション病院・こども医療福祉センター(仮称)の整備

## 3 多様な障害に 対する対応

- 発達障害者支援センター、高次脳機能障害支援センター、難病相談・支援センターを中心とした、きめ細かな相談・支援機能の強化
- 発達障害を含め障害のある児童生徒を支援する特別支援教育支援員の養成など、地域で小・中学校を支援する仕組みの充実
- 国の制度に位置付けられていない様々な障害への適切な支援の推進





新たな総合リハビリテーション病院・こども医療福祉センター（仮称）完成イメージ図



障害者就労支援事業所における自主製品の製造（例：パン製造）

県民参考指標（政策目標を具体的にイメージするための参考となる指標）

指標名及び指標の説明	概ね5年前	現 況	2016（H28）年度、2021（H33）年度の姿		目標設定の考え方
			2016（H28）年度	2021（H33）年度	
ホームヘルプサービス利用者数 1か月当たりのホームヘルプサービスを利用した人数	390人 2006（H18）	479人 2010（H22）	950人 以上	1,350人 以上	障害者自立支援法に基づき「障害福祉計画」を踏まえ、設定。
生活や就労に必要な「日中活動を支援する事業所」利用者数 1か月当たりの日中活動支援事業所を利用した人数	3,039人 2006（H18）	4,077人 2010（H22）	5,600人 以上	7,100人 以上	
グループホーム・ケアホーム利用者数 1か月当たりのグループホーム・ケアホームを利用した人数	269人 2006（H18）	468人 2010（H22）	880人 以上	1,080人 以上	
障害者雇用率達成企業割合 法律で義務付けられた障害者雇用率1.8%を達成した企業の割合	53.2% 2006（H18）	58.9% 2010（H22）	58.9% 以上	58.9% 以上	国や県の障害者雇用施策の推進により、現況以上を目指す。